

〇ファビと一緒に

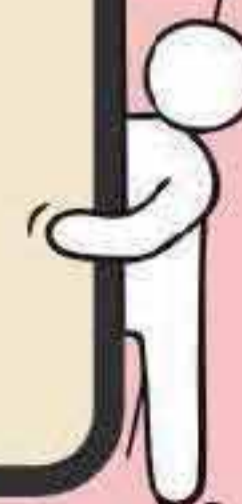
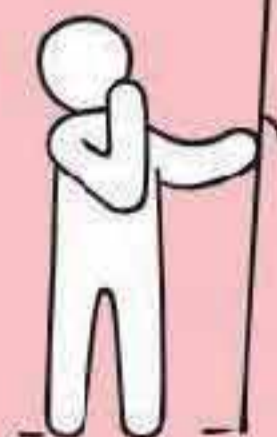


「自己適合確認制度」FAQ



国立電波研究院

国立ラジオ研究機関



自己適合確認制度が施行されました。

電波法第58条の2（放送通信機資材等の適合性評価）

④第3項にもかかわらず、電波環境及び放送通信網等に危害を及ぼす恐れの高い記者材等

大統領令で定める記者材を製造又は販売又は輸入しようとする者は、当該機材を自ら試験し、又は第58

条の5による指定試験機関又は大統領令で定める試験可能機関の試験を経て、該当機材

が適合性評価基準に適合することを確認した後、その事実を書面で管理し、公開し、又は適合

登録をしなければならない。

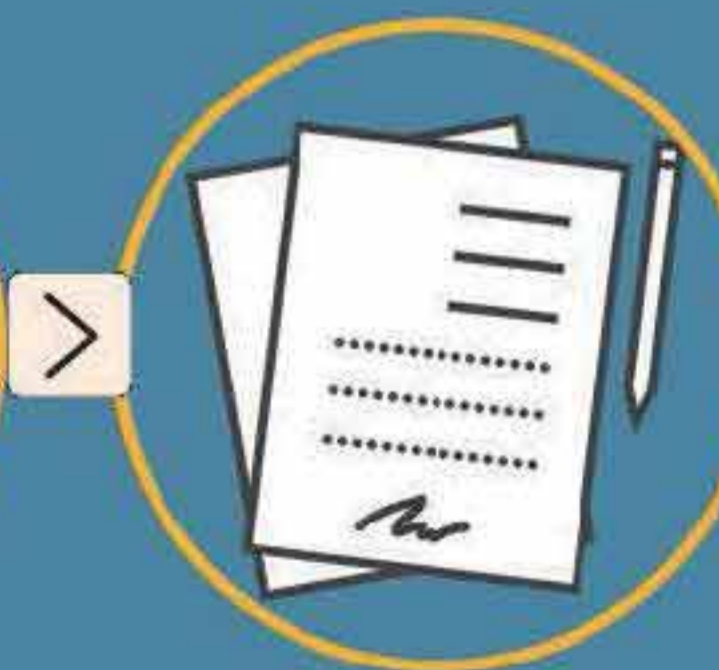
Q1

自己適合確認制度とは何ですか？

A) 「自己適合確認」は、測定・検査用、産業・科学用、機器間電磁波の影響が低い放送通信機資材を製造・輸入・販売しようとする場合には、製品を国内技術基準（適合性評価基準）に従って試験した。後、技術基準に適合することを確認（自己適合確認）した事実を書面で管理（宣言書作成）し、国立電波研究院ホームページに公開するようにする制度です。



テスト



宣言書の作成



公開（研究員ホームページ）



表示



流通、輸入

Q2

自己適合確認が必要な製品を教えてください！

A) 自己適合確認対象製品は、USBまたは乾電池（充電器含む）電源で動作する生活家電機器・電気電動工具・オーディオ機器・ビデオ機器・事務用機器、照明機器類、測定・検査・計測機器などであり、具体的な対象機器資材は「放送通信機資材等の適合性評価に関する告示」[別表1]で確認できます。



Q3

自己適合確認製品の試験が可能な機関はどこですか？

A) 自己適合確認製品は ① 電波法第58条の5による指定試験機関(MRAによる指定試験機関を含む)します。



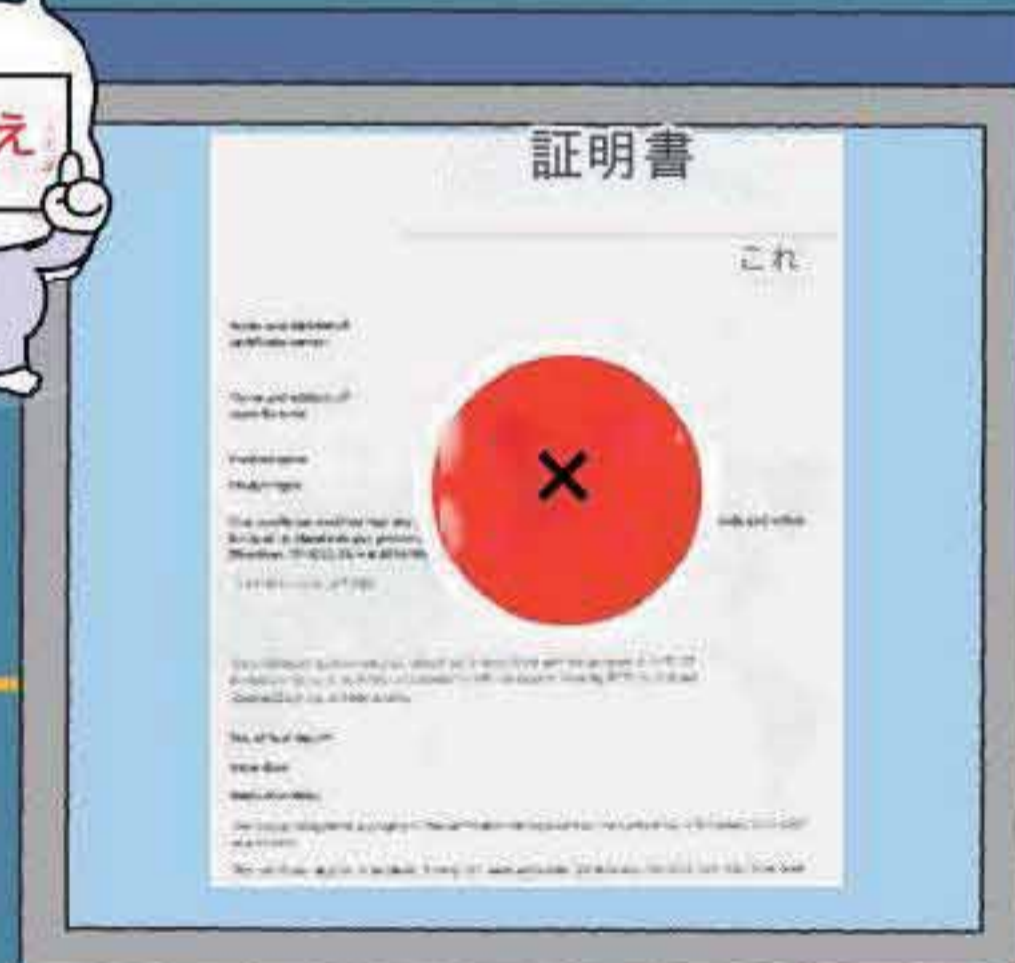
'ISO/IEC 17025'とは技術人材、必要設備及び試験場など試験所又は校正機関の能力に関する一般要件に対する国際標準です。

Q4

外国認証（CE、FCC認証など）を受けた製品は自己適合確認が可能ですか？

A) 製品が外国認証を受けたという事実だけでは自己適合確認ができず、当該製品を国内技術基準と同一またはそれ以上で試験した場合にのみ自己適合確認が可能です。

外国証明書だけでは
自己適合確認が
できません！



国内技術基準に
適切にテスト



国内技術基準に適合することを
確認できる試験成績書が必要
です！



Q5

外国の調査から提供された試験成績書で自己適合確認が可能ですか？

A) 外国メーカーが国内技術基準と同一またはそれ以上の基準で製品試験をした場合には、輸入者が外国メーカーから該当試験成績書を提供され、自己適合確認が可能です。この場合、試験成績書のモデル名と同じモデル名で自己適合確認をしなければなりません。



輸入者は外国メーカーから
試験成績書を提供され、
自己適合確認ができます！



Q6

自己適合確認宣言書はどのように作成しますか？

A) 自己適合確認宣言書は、「放送通信機材等の適合性評価に関する告示」[別紙第21号書式]により、記者材名称、モデル名、外観写真、適合性評価適用基準など自己適合確認記材材の情報を記載後代表者が署名または押印します。（会社押印も可能ですが、代表者ではない代理人の署名または押印は不可能）

※自己適合確認宣言書は製品の製造・輸入・販売が中断されてから5年まで保管しなければなりません。

※自己適合確認宣言書は行政
機関に申請して
発行される書類ではありません！



※自己適合確認宣言書は、
自己適合確認する者が
作成して保管する書類です！

Q7

自己適合確認の公開方法を教えてください！

A) 自己適合確認した事実は、国立電波研究院ホームページ (www.rra.go.kr) を通じて公開しなければなりません。国立電波研究院ホームページを通じた公開手続きは以下の通りです。



※公開システム利用マニュアル：ホームページ-お知らせお知らせ-お知らせ-(タイトル)自己適合確認公開システム利用案内公開参照

Q8

ホームページに公開すべき事項にはどんなものがありますか？

A) 国立電波研究院ホームページを通じて公開しなければならない事項は以下の通りです。

- ① 相互（または氏名）
- ② 記材材名称
- ③ 基本モデル名
- ④ 派生モデル名
- ⑤ 記材材管理番号
- ⑥ 適合性評価基準
- ⑦ 製造者
- ⑧ 製造国
- ⑨ 記材の外観写真
- ⑩ 同一機材自己適合確認該当するか

※試験成績書も公開が可能（義務公開事項ではない）



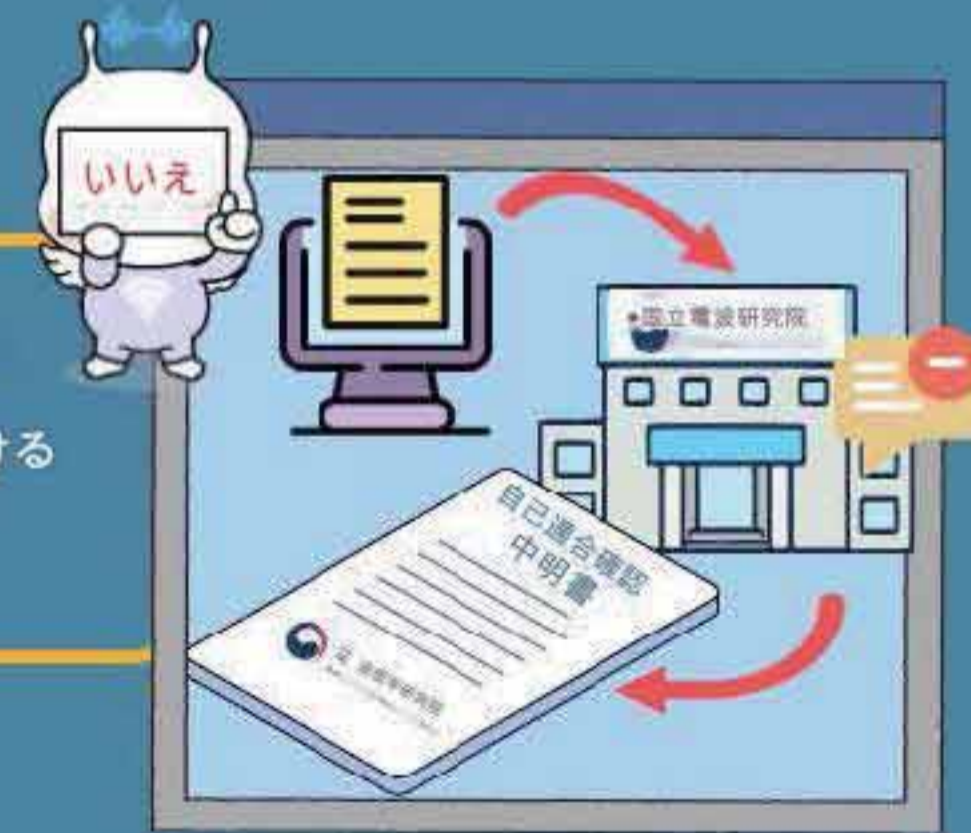
試験成績書を公開する場合には、公開用1部（試験成績書標識部及び総合意見のみ抽出可能）と行政機関提出用1部（試験成績書全体）をファイルで添付しなければなりません。試験成績書を公開した場合には、試験成績書保管省略が可能です。（「放送通信機資材等の適合性評価に関する告示」第12条第3号）

Q9

国立電波研究院で自己適合確認証明書を発行できますか？

A) 自己適合確認は、製造・輸入・販売者が自ら自己適合確認宣言書を作成し、自己適合確認した事実を研究員のホームページに公開することで適合性評価になったものとしします。自己適合確認は適合認証や適合登録のように行政機関に申請して証明書（適合認証書もしくは適合登録必証）を受け取る手続きはありません。

※自己適合確認は行政機関に申請したり、証明書の発行を受ける手続きがありません！



自己適合確認宣言書は自分で作成して保管する書類です！



Q10

製品に表示（適合性評価表示および自己適合確認表示）する方法が気になります！

A) 自己適合確認をした製品は、製品または包装に①KCマーク②機材管理番号③モデル名を表示し、④相互（または氏名）⑤機資材名称（または製品名称）⑥製造時期⑦製造者および製造国⑧国立電波研究院のインターネットホームページアドレスを（<http://www.rra.go.kr/selfform/管理番号>）ユーザーマニュアルまたは自己適合確認宣言書の提供などの方法で表示しなければなりません。



※製品または包装には、
KCマーク、機材管理番号、
モデル名を表示する必要があります！



相互名：(株)RRA
記者材名称：無線加湿器
製造時期：2024年10月
製造者：(株)
制度製造国：韓国
[http://www.rra.go.kr / selfform/Lms-RRA12](http://www.rra.go.kr/selfform/Lms-RRA12)

※相互名、記者材名称、製造時期、製造者、製造国、国立電波研究院インターネットホームページアドレスは、ユーザーマニュアルまたは自己適合確認宣言書などに表示しなければなりません！



Q11

相互名は、ユーザーマニュアルまたは自己適合確認宣言にのみ表示する必要がありますか？

A) 自己適合確認した製品の相互名、記者材名称、製造時期、製造者、製造国、国立電波研究院 インターネットホームページアドレスは製品または包装に表示が可能です。

表示事項	表示位置	
	適合認証・適合登録記材	自己適合確認記材
KCマーク、機材固有番号 (認証・登録・管理番号)、モデル名	製品または包装	製品または包装
相互 (または氏名)、記者財 名称、製造時期、製造者、製造国		ユーザーマニュアル または自己適合確認宣言書 など (製品または包装 に表示可能)
国立電波研究院のホームページアドレス (http://www.rra.go.kr/selform/ 記者材管理番号)	表示しない	

Q12

自己適合確認した製品の製造国が追加されました！どうすればいいですか？

A) 自己適合確認した製品の変更事項がある場合は、自己適合確認宣言書を変更された事項に合わせて再作成して保管し、国立電波研究院ホームページを通じて変更事項を公開しなければなりません。



「放送通信機資材等の適合性評価に関する告示」第17条（変更事項の範囲等）により①回路の変更や構成品の追加等で変更事項に関する技術基準を再適用して試験しなければならない場合（告示第17条第1項）、②派生モデル名、製造者、製造国、相互変更等維持・管理に関する変更事項がある場合（告示第17条第2項）、③自己適合確認した製品の構成品受動素子で置き換えるなど基準に関係ない変更がある場合（告示第17条第3項）には、宣言書の再作成及び変更事項を公開しなければなりません。 ※告示第17条第3項による変更がある場合には、宣言書の書き換え及び変更事項の開示を省略することができます。

※変更事項を公開する方法は、公開システム利用マニュアルを参照（Q7回答参照）

Q13

商品の販売を中止しました！自己適合確認になるにはどうすればいいですか？

A) 製品の製造・輸入・販売中断で自己適合確認を解除しようとする場合には、国立電波研究院ホームページを通じて終了することができます。

※自己適合確認した事実を解除する方法は、公開システム利用マニュアル（Q7回答参照）

これまでファビと一緒にする「自己適合確認制度」のFAQでした。ご不明な点は下記連絡先までお問い合わせいただければ親切にご案内いたします。



[KC電波認証業務別連絡先案内]

KC電波認証制度	061-338-4711~4715 (国立電波研究院情報通信適性評価課)
適合性評価対象機材の問い合わせ、適合性評価の申請 (変更)、免除	031-644-7400 (電波 試験認証センター適合性認証課)
事後管理 (技術基準遵守、KC電波認証表示義務遵守など)	031-644-7400 (電波試験認証センター事後管理課)
未認証製品調査・取り締まり	080-700-0074 (中央電波管理所)



国立電波研究院

国立ラジオ研究機関